

令和8年度 佐久市下水道事業経営戦略改定支援業務 仕様書

1 業務名

令和8年度 佐久市下水道事業経営戦略改定支援業務

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

3 業務の目的

佐久市下水道事業における保有資産の更新需要や人口減少に伴う使用料収入の減少等、将来の事業環境を予測し、的確な原価の算定、投資・財源試算を行い、当事業の状況を勘案しながら、将来を見据えた事業の健全な継続経営を図るため、経営戦略を改定することを目的とする。

4 業務内容

経営戦略改定支援業務

5 対象事業

- (1) 公共下水道事業
- (2) 特定環境保全公共下水道事業
- (3) 農業集落排水事業
- (4) 小規模集合排水処理事業
- (5) コミュニティ・プラント

6 委託の内容

本業務は、令和4年3月に改定した「佐久市下水道事業経営戦略」について、令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とする経営戦略への改定の支援を行う。改定に際しては、総務省通知等に基づき、中長期の財政見通しを検討するとともに、国土交通省が求める社会資本整備総合交付金の要件を満たすための取り組みを踏まえた内容とする。

また、総務省の「経営戦略策定・改定マニュアル」にて示す内容・様式(Excel)とする。

(1) 基礎調査

ア 資料収集・整理

経営戦略の改定を行うための事務内容やスケジュールの把握をする。

必要となる関連資料(各種計画、各種統計書及び決算書等)を収集し、その内容を整理する。

(2) 現状把握・分析及び将来予測

a 現状分析

経営・財政等の状況について、過去の決算値や総務省公表の経営比較分析表から現状を的確に把握し、各種経営指標により分析を行う。

b 将来予測

将来（30年以上）の事業環境を把握する。

(3) 経営基本方針等の検討

計画期間を定め、下水道経営の現状と将来見通しを踏まえて、課題解決に向けた中長期的な経営のあり方、経営目標等の経営方針を検討する。

目標設定にあたっては、住民にわかりやすい経営指標を検討する。また、計画期間については10年を基本とするが、サービス維持に不可欠な施設・設備の維持・更新に必要な期間を含む中長期的な視点から、経営基盤の強化等に取り組めるよう念頭に置いて設定する。

(4) 投資・財政計画の見直し

既存の計画等を整理し、施設整備・改築に係る投資計画を作成に向けて、計画期間内の具体的な投資・財政計画を検討する。

a 投資試算

① 投資計画

事業計画区内の污水管渠、処理場等設備に伴う老朽化施設の更新事業費、地震対策事業費について、計画期間内の試算を行う。なお、投資時期に偏在が生じた場合は、平準化を行う。

② 投資の合理化等の検討

投資計画の作成にあたっては、投資の合理化の可能性を検討する。過剰投資・重複投資の精査、民間資金・ノウハウの活用等を市の各種下水道事業計画を参照し、検討する。

③ 投資以外の経理の合理化等の検討

人件費をはじめとする投資以外の経費について、効率化の可能性を検討し、適切な経費の算定に努める。減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費の的確な反映と物価上昇等を考慮した維持管理費、委託費動力費等の検討を行う。

b 財源試算

投資資産に対する財源（国庫補助金、企業債、繰入金等）の試算を行う。

下水道使用料の試算については、今後の人口減少等を加味した上で、将来の使用料

収入を予測し、下水道使用料改定の必要性に関する検証を行う。

計画期間内に必要となる財政負担を踏まえた上で、各財源の水準・構成について検討を行う。

c 投資・財政計画の策定

投資・財政計画に当たっては、施設・整備の合理的な投資の見直しである「投資試算」による支出と、財源見通しである「財源試算」が均衡するように調整を図る。

また、財務シミュレーションの結果を踏まえて原価計算表の検討を実施する。

(5) 経営戦略の策定

上記の検討結果を取りまとめて経営戦略（案）を策定する。また、下水道使用料改定の必要性を検討するとともに経費回収率向上に向けたロードマップを国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(令和2年7月21日付け国水下企第34号)に基づき作成すること。

議会等に対する説明資料や概要版は不要とする。

(6) 策定後の事後検証及び改定

進捗管理（モニタリング）や見直し（ローリング）等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方について記載すること。

(7) 提出図書の作成

総務省の経営戦略策定・改定マニュアルにて示す各種様式への入力とその根拠資料を作成すること。なお、公表用印刷物の作成や表紙等の専門的なデザインは不要。

(8) 照査

業務の高い質を確保するために相当な技術経験を有する照査技術者を配置し、業務全般にわたり照査を実施すること。

(9) 打合せ協議

業務開始時、中間時、最終時及び必要時に協議を行う。

web会議サービスによる実施も可能とする。

7 管理技術者、照査技術者及び技術者の配置

(1) 受託者は、管理技術者、照査技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、経験を有する技術者を配置しなければならない。また、管理技術者と照査技術者の兼任は認められない。

(2) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（上下水道部門（下水道））又は総合技術

監理部門（上下水道一下水道）を有する者とし、管理技術者は、過去5年以内に下水道事業を対象とした経営戦略策定支援を行った実績を有する者とする。

(3) 管理技術者は、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。また、照査技術者は照査計画を記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

(4) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

8 提出書類

受託者は、業務の実施に当たって、業務開始前に下記の書類を提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 工程表
- (4) 管理技術者届

9 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- (1) 根拠資料と総務省経営戦略各種様式
- (2) 打ち合わせ議事録
- (3) 上記の全ての電子データ（CD-R）2枚
- (4) 成果品（1）（2）については、紙で1冊提出とする。

10 法令等の遵守

経営戦略の改定に当たっては、総務省が策定した「経営戦略ガイドライン」及び「経営戦略策定・改定マニュアル」の最新版に準拠し、自治財政局通知における各事項に留意し、すべての要件を満たしたものとする。

- (1) 公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月）総務省
- (2) 公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会報告書（平成26年3月）総務省
- (3) 公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会報告書（平成27年4月）総務省
- (4) 「経営戦略」の策定推進について（平成28年1月）総務省
- (5) 「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について（平成31年3月29日）総務省
- (6) 経営戦略策定・改定マニュアル（令和4年1月改訂版）
- (7) 下水道使用料算定の基本的考え方（平成29年3月）日本下水道協会
- (8) 地方公営企業繰出基準
- (9) その他下水道の経営に関する関係法令諸法規、各種通知等

1 1 秘密の保持

受託者は、本業務の実施により知り得た相手方の業務上の秘密に属する事項について、これを第三者に漏洩してはならない。本契約終了後であっても同様とする。

1 2 その他

- (1) 本業務で、市は必要があると認められるときは業務委託料を変更し、または受託者に損害を及ぼしたときは協議する。
- (2) 本業務により作成された成果品及び過程のデータの所有権は、市に帰属するものとする。受託者は市の承諾なく、成果品及び過程のデータを他人への閲覧、複写及び譲渡することを禁止する。
- (3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

以 上